

## RPAによる作業自動化の共同実証実験協力者募集要領

### 1 要領の目的

RPA (Robotic Process Automation) は、業務改革・改善のツールとして注目を集めており、東京都（以下「都」といいます。）においても平成 30 年 3 月に発表した「2020 改革プラン」にて、都庁 BPR の推進に向け、RPA による作業の自動化について検討することとしています。

一方で、RPA は、民間企業では導入が進んでいるものの、地方自治体ではまだ先例が乏しく、都において RPA の活用の検討を深めるに当たっては、実際に都庁の職場において RPA を試行的に運用し、そこで得られた知見や課題を踏まえたエビデンス・ベースの検討が必要です。

このため、都は、RPA の活用効果や、本格的な導入に向けて想定される課題について検証を行うため、民間事業者と共同で、RPA による作業自動化の実証実験を実施することといたしました。

本要領は、当該実証実験の協力者（以下「協力者」といいます。）を公募するための必要事項を定めるものです。

### 2 実証実験の概要

#### (1) 実証実験の目的

RPA の活用にあたっての課題・問題意識に対して、都が協力者と共同して実証実験を行うことで、RPA の導入効果等を検証することを目的とします。

#### (2) RPA の活用にあたっての課題・問題意識

RPA の活用を検討していくに当たり、想定される課題や問題意識（本実証実験を通じて一定の解を得たいポイント）は、以下のとおりです。

ア RPA の活用によりどの程度の効果（事務処理時間の縮減等）を得られるか

イ 業務の特性に応じ、どのような RPA ソフトウェアを活用すべきか

ウ RPA を適用する対象業務をどのように選定すべきか

エ 臨時業務の発生や人事異動等により生じる担当者の変更及び法令・制度の改正に伴う事務フローの変更がある中で RPA を継続的に機能させていくために必要なこと（体制、ノウハウ、工夫等）は何か

#### (3) RPA を適用する業務

都の複数の部署を実証実験のフィールドとし、5～10 程度の業務について RPA のシナリオを作成し、実際に業務において使用します。実証実験を実施する部署等は、協力者と協議の上、決定します。

実証実験において RPA を適用する業務は、以下を予定しています。具体的には、協力者も交えた業務分析により決定します。

#### ア 窓口・事業系業務

都民や事業者等からの申請届出等に基づいて事務処理を行う業務

(例) 申請に記載された住所の現存を郵便番号検索システムで確認する。

申請に記載された住所の周辺地図を作成する。

#### イ 内部事務系業務

主として都庁職員を対象とした総務系の業務

(例) 全庁の超過勤務データを集計する。

長時間労働面接対象者を抽出・リスト化する。

通勤手当関係業務として、通勤経路の検索、経路図の作成を行う。

#### ウ その他業務

定型的・反復的で大量の処理件数が生じる業務等

(例) 統計データを一定の条件で検索し、抽出したデータを別ファイルで保存する。

キーワードによる記事の検索及びキーワード位置を特定する。

各部署から提出された名簿を1つのファイルに統合する。

各種対象者名簿を部署別に切り分ける。

#### (4) 実証実験に当たっての技術的な制約条件

ア 実証実験で使用する RPA ソフトウェアについては、以下の条件を満たすこと。

(ア) 日本語対応しているものであること。

(イ) 各職員が使用する端末へ導入するタイプのソフトウェア（いわゆるデスクトップ型）であること。

イ シンククライアント化された環境下での実験の実施も一部で予定している（シンククライアント製品は Citrix XenDesktop VDI Edition）。シンククライアント化された環境下での実験の実施が可能な場合は、後述する企画提案書においてその旨を記載すること。

#### (5) 実験実施の時期及び進め方

平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までを実証実験期間とし、以下の順序で進めていきます。

##### ア 業務分析及び対象業務の選定

実証実験を実施する部署の職員と協力者で業務分析（業務フローの整理、定型・反復的な部分の洗い出し）を行い、RPA を適用する業務（RPA の活用により効果を得られそうな業務）を選定する。

##### イ シナリオ作成及び業務への適用

シナリオ作成は、原則として、職員自身で行うこととし、おおむね、以下の手順で進めていくことを想定する。しかし、対象業務のシナリオ作成の難度が高いなどシナリオ作成に相当程度の時間を要し、実際に RPA を業務に適用する期間が十分に確保できないと見込まれる場合は、都と協議の上、協力者がシナリオを作成する。

(ア) シナリオ作成に先立ち、協力者は職員に対し、RPA ソフトウェアの操作等について、所要のガイダンス・研修を実施する。

(イ) 職員はシナリオを作成し、協力者は職員からの技術的な問合せに対応する。

(ウ) 作成したシナリオを実際に業務に適用する。

なお、このシナリオ作成及び業務への適用については、連続した2～3か月を確保するものとする。

#### ウ 効果検証及び報告書の作成

実証実験の結果について取りまとめ、2(2)で記載した課題・問題意識の各観点からその効果を検証する。

検証結果を基に、2(2)で記載した課題・問題意識の解決に向けた今後の課題、手法の改善策等について分析する。

以上について、報告書を取りまとめる。なお、報告書には実証実験の実施内容(実施記録)についても詳細に記載すること。

#### (6) 留意事項

ア 実証実験の開始前及び実証実験期間において、RPA ソフトウェアの安定性等に疑義が生じた場合には、実証実験を中断又は中止することがあります。

イ 実証実験期間に寄せられる同実験への外部からの問合せに対して、協力者は、回答の作成等において都を支援するものとします。

ウ 申請、実証実験の実施及び報告に伴い発生する費用は協力者が負担することとし、都はいかなる費用も負担しません。

エ 実証実験の実施に当たり、都から提供した資料及び実験により取得したデータについて、都の許可を得ることなく第三者への開示、転載、掲載を行うことを禁止します。

### 3 応募に当たっての条件

次に掲げる全ての事項を満たすものとします。また、複数の事業者によるグループでの応募も可能とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 応募方法

##### (1) 提出書類

本実証実験に応募する事業者（以下「提案者」といいます。）は、以下の書類を提出してください。また、イ及びウは提案者を連想させる記載はしないでください。

##### ア RPAによる作業自動化の共同実証実験協力者応募（辞退）届（様式1）

グループで応募する場合は、【グループ応募用】の書式を使用してください。

また、応募届の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届を提出し、辞退の意向を明らかにしてください。

##### イ 企画提案書（様式2）

##### ウ プレゼンテーション資料

審査の過程においてプレゼンテーションを実施しますので、事前に資料を提出してください。プレゼンテーション資料は、横書き・A4横版・20ページ以内（両面刷りで10枚以内）で様式自由とします。動画がある場合は、データ及びキャプチャ画像を1枚程度提出してください。

##### エ RPAによる作業自動化の共同実証実験に係る誓約書（様式3）

グループで応募する場合は、【グループ応募用】の書式を使用してください。

##### (2) 提出書類の受付期限

##### 応募届

平成30年9月13日（木曜日）まで

##### 辞退届

平成30年9月19日（水曜日）まで

##### 企画提案書、プレゼンテーション資料及び誓約書

平成30年9月26日（水曜日）まで

##### (3) 提出方法

##### (全提出書類共通)

以下まで1部持参してください。また、御持参後「9 連絡先」に記載のEメールアドレス宛て、電子データを提出してください。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎12階  
総務局行政改革推進部行政改革課（行政改革担当）

なお、持参いただく時間帯は平日の午前9時から午後5時まで（各提出書類の受付期限最終日は午後4時まで）とします。

##### (4) その他

ア 提出書類は、返却、引換え、変更、加除修正及び取消しを行うことができないものとします。

イ 提出書類は、企画提案の選定以外に無断で使用することはありません。

ウ 提出書類は、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

エ 提出資料の内容について、都から説明を求める場合があります。

## 5 本要領への質問

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、RPAによる作業自動化の共同実証実験協力者募集に係る質問書（様式4）により、次のとおり受け付けます。

### (1) 質問受付期限

平成30年9月13日（木曜日）午後4時まで

### (2) 質問方法

Eメールに質問書を添付し、「9 連絡先」に記載のEメールアドレス宛て、送付してください。

### (3) メールの件名

メール送付の際、件名は次のとおりとしてください。

【RPA実証実験質問】（6ケタの送信年月日）（提案者名）

（例）【RPA実証実験質問】300905 ○○株式会社

### (4) 質問に対する回答

提案者全員に対して、Eメールにて回答を送付します。

### (5) 注意事項

質問受付期間外の質問及びメールの件名が適切でない質問は受け付けない場合があります。

## 6 審査・選定

### (1) 審査方法

企画提案を審査するために「RPAによる作業自動化の共同実証実験協力者選定審査委員会（以下「委員会」といいます。）」を構成し、別に定める「RPAによる作業自動化の共同実証実験審査基準（以下「審査基準」といいます。）」に基づき審査します。

審査の結果、上位の提案者2者以内までを選定します（選定者数については、提案された内容と実証実験期間を勘案して決定します）。

#### ア 書類審査

企画提案書及びプレゼンテーション資料について審査基準に照らして書類審査を行います。書類審査の結果、上位5者程度を対象にプレゼンテーション審査を実施します。

ただし、提案者が少数である場合などについては、書類審査を実施せず、提案者全員を対象にプレゼンテーション審査を実施します。

#### イ プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等に基づき、下記のとおり提案者によるプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの詳細は、別途プレゼンテーションを依頼する

提案者宛てに通知します。

(ア) 場所

東京都庁舎内会議室

(イ) 出席者及び所要時間

5名以内で、25分間（説明10分間、質疑応答15分間）とする。

(ウ) その他

- ① プレゼンテーションでは、都が用意するプロジェクター、スクリーン及びVGAケーブルを使用できるものとします。ただし、準備に係る時間も説明時間（10分）に含めることとします。
- ② プレゼンテーションの説明は、提案者自らが行うこととします。
- ③ プレゼンテーションの内容は、企画提案書に含めて審査対象とし、協定書等へ反映するものとします。

ウ 通知

全ての提案者の採点結果を一覧にし、全ての提案者宛てに通知します。

なお、審査に対する個別の問合せには対応できません。

(2) 選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

ア 公募開始日

平成30年9月5日（水曜日）

イ 応募届の受付

平成30年9月5日（水曜日）から同月13日（木曜日）午後4時まで

ウ 質問書の受付

平成30年9月5日（水曜日）から同月13日（木曜日）午後4時まで

エ 質問書に対する回答

平成30年9月18日（火曜日）まで

オ 辞退届の受付

平成30年9月5日（水曜日）から同月19日（水曜日）まで

カ 企画提案書等の受付

平成30年9月5日（水曜日）から同月26日（水曜日）午後4時まで

キ プレゼンテーション

平成30年10月上旬

ク 審査結果及び選定結果通知期日

平成30年10月上旬（予定）

7 協定の締結

協力者に選定された者は、次に掲げる事項を含む協定を都と締結するものとします（協

定書は、協力者に選定された者に提示します)。

- (1) 実施計画に関すること。
- (2) 運営体制に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関すること。
- (4) 秘密保持に関すること。
- (5) 誓約書の順守に関すること。

## 8 注意事項

- (1) 提出書類は返却しません。また、提出書類は、都の保存期間終了後、適切に廃棄します。
- (2) 本実証実験の内容等に疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。
- (3) 本実証実験における協力者の審査・選定は、都における RPA の本格導入時における調達者を決定するものではありません。

## 9 連絡先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 12階

東京都総務局行政改革推進部行政改革課（行政改革担当）

電話 03-5320-7912

FAX 03-5388-1273

E-mail S0000014@section.metro.tokyo.jp